令和5年度 全国安全週間説明会 **〔資料〕**

- 第96回 全国安全週間スローガン - 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



佐 賀 労 働 局 佐賀労働基準監督署 唐津労働基準監督署 武雄労働基準監督署 伊万里労働基準監督署

資料目次

		(ページ)
1	令和5年度 全国安全週間実施要綱(抜粋)	1
2	佐賀県における労働災害の推移	3
3	署別・業種別労働災害発生状況(令和4年)	4
4	佐賀県内における死亡労働災害の概要	4
5	佐賀労働局 第 14 次労働災害防止計画の内容	5
6	職場の安全衛生教育を計画的に実施しよう	7
7	安全衛生教育等に利用できる労働災害事例、各種教材・ツールのご案内…	8
8	リスクアセスメント評価実施記録表(参考例)	9
9	職場での転倒災害を防止しましょう!	11
0	職場での腰痛を予防しましょう!	13
l 1	エイジフレンドリーガイドライン	15
12	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン	17
13	ストップ・ザ・交通労働災害!	19
14	令和 5 年度 技能講習•安全衛生教育等実施計画表	20
15	外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします …	22

令和5年度全国安全週間実施要綱(抜粋)

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、令和4年については、前年に比べて死亡災害は減少したものの、休業4日以上の死傷災害は増加するなど、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況であり、特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

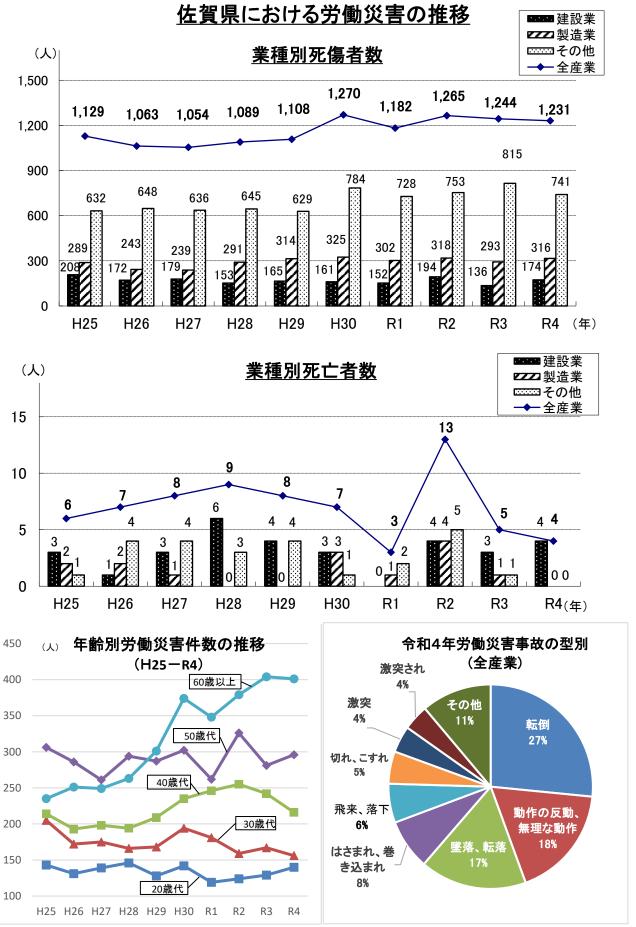
4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育 の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (工) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS (安全データシート) 等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

- オその他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全 衛生に配 慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ)経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (工)安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - (イ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ)トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ)トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ウ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に 基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関系請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - e 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - f 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元 方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - エ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア)機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ)機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (工) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセメントの共 通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセメントの実施
 - オー林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

※詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32482.html) 令和4年の県内の休業4日以上の死傷者数は1,231人と前年(令和3年)に比べて13人減少(-1.0%)となっている。また、死亡者数は4人と前年に比べ1人減少となっている。



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(新型コロナウイルス感染症を除く)

署別・業種別労働災害発生状況(令和4年)(新型コロナウイルス感染症を除く)

(単位:人) 佐賀労働局

	署	佐	賀	唐	津	武	雄	伊刀	更	合	計	前年同	司期	増減数	増減率
긜	養種	死傷	看	死傷		死傷	易者	死傷	看	死傷	者	死傷	渚	「通凞数 (死傷者)	「死傷者」
	K 1 E		死亡者		死亡者		死亡者		死亡者		死亡者		死亡者	() D Ings III /	(70193 117
	製 造 業	182		35		61		38		316		293	1	23	7.8%
	鉱業			1				2		3		4	1	-1	-25.0%
	建設業	97	3	22		40	1	15		174	4	136	3	38	27.9%
٦	運送業 運輸交通業、貨物取扱業〕	117		10		11		24		162		187		-25	-13.4%
Ţ,	陸上貨物運送事業	112		9		11		18		150		175		−25	-14.3%
農	農業、畜産・水産業	16		5		4				25		23		2	8.7%
	林業	5		1		2		1		9		11		-2	-18.2%
	第三次産業	318		70		104		50		542		590		-48	-8.1%
	商 業	109		28		28		18		183		186		-3	-1.6%
	〔うち 小売業〕	69		20		26		15		130		127		3	2.4%
Į į	保健衛生業	98		22		39		15		174		216		-42	-19.4%
ΙĹ	〔うち 社会福祉施設〕	64		<u>17</u>		24		10		115		154		-39	<u> </u>
	接客娯楽業	43		8		16		7		74		79		-5	-6.3%
i	〔うち 飲食店〕	28		3		3		5		39		52		-13	-25.0%
	合 計	735	3	144		222	1	130		1,231	4	1,244	5	-13	-1.0%
	前年同期	755	2	144	1	205	1	134	1	1238	5				
	増 減 数	-20	1		-1	17		-4	-1	-7					

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)による。死亡者数は内数。

8.3%

佐賀県内における死亡労働災害の概要

-2.6%

【令和5年】

増 減 率

令和5年3月末現在

番号	業種	管轄署	発生 月	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建設業	伊万里署	3月	3時台	男	60歳 代	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	伊万里署	3月	16時 台	男	50歳 代	はさまれ、 巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を 行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一 体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その 後死亡が確認された。

-3.0%

-0.6%

【令和4年】

	【 ¹										
	業種		九二	時間	性別	年齡	事故の型	起因物	発 生 状 況		
1	建設業	佐賀署	5月	13時 台	男	60歳 代	激突され	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、被災者とは別の労働者が不整 地運搬車を運転して隣接する農道を通り移動しようとしていた 際、近くにいた被災者が運転を代ろうとし、同車の前方を通過し ようとしたところ、同車が前進し被災者に激突し、農道に隣接す る水路へ車両ごと転落した。		
2	建設業	武雄 署	5月	16時 台	男	70歳 代	墜落・転落	建築物、構築物	機械設備の撤去のため、高さ3.2mの架台上で架設通路を取り外す作業中、架台の小梁に足をかけたところ、小梁と架設通路を固定するボルトが外されていたため小梁が外れ、コンクリート 床面に墜落した。		
3	建設業	佐賀 署	9月	10時 台	男	60歳 代	墜落•転落	屋根、は り、もや、 けた、合掌	民家倉庫のスレート屋根改修工事において、スレート屋根に上り、補修箇所の寸法を計測していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、高さ約4.7m下のコンクリート床面に墜落した。		
4	建設業	佐賀署	10月	13時台	男	40歳 代	崩壊、倒壊	基礎工事用機械	移動式クレーンを用いた鋼矢板の打設作業中、重量約700kgの 矢板をつり上げ棚杭に仮設後、玉掛け用ワイヤーロープを外し、 振動式杭打機により矢板頭部を挟み込もうとしたところ、矢板が 倒れ、付近で作業していた被災者の頭部に激突した。		

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容(アウトプット指標)

計画期間:令和5年4月~令和10年3月

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ○転倒災害対策 (ハード・ソフト両面からの対策) に取り組む事業場の割合を<u>令和9年(2027</u> <u>年)までに70%以上</u>とする。
- 〇卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を<u>令和9</u>年(2027年)までに80%以上とする。
- ○介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を<u>令和5年(2023年)</u> と比較して令和9年(2027年)までに増加させる。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

〇エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年(2027年)までに70%以上とする。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

〇母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を令和9年(2027年)までに60%以上とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 〇荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を令和9年(2027年)までに45%以上とする。
- ○墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年(2027年)までに85%以上とする。
- 〇実効ある機械災害防止対策 (非定常作業を含む) に取り組む製造業の割合を<u>令和9年(2027年)</u>までに 70%以上とする。
- 〇伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を<u>令和9年(2027</u>年)までに50%以上とする。

労働者の健康確保対策の推進

- ○企業における年次有給休暇の取得率を令和7年(2025年)までに70%以上とする。
- ○勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を<u>令和7年(2025年)までに30%以上</u>とする。
- 〇メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- ○50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を<u>令和9年(2027年)までに</u> 50%以上とする。
- 〇健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ○ラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年(2025年)までに80%以上とする。
- 〇リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている 化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を<u>令和 7 年</u> <u>(2025 年) までに80%以上</u>とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に 基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を <u>令和 9 年(2027 年)までに80%以上</u>とする。
- 〇熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を<u>令和5年(2023年)と</u> 比較して令和9年(2027年)までに増加させる。

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容(アウトカム指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 〇増加が見込まれる転倒の 60 歳以上の労働者の死傷者数を<u>第 13 次労働災害防止計画</u>(以下「13 次防」という。) <u>期間と比較して第 14 次労働災害防止計画</u>(以下「14 次防」という。) <u>期間に</u>おいて減少させる。
- ○転倒による平均休業見込日数を令和9年(2027年)までに35日以下とする。
- 〇増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間 において減少させる。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

〇増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を <u>13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少</u> させる。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

〇外国人労働者の死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において 5%以上減少させる。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 〇陸上貨物運送事業における死傷数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において 5%以上減少 させる。
- ○建設業における死亡者数を <u>13 次防期間と比較して 14 次防期間において 15%以上減少</u>させる。
- ○製造業における機械災害による死傷者数を <u>13 次防期間と比較して 14 次防期間において 10%</u>以上減少させる。
- ○林業における死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

- 〇週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を<u>令和7</u>年(2025年)までに 5%以下とする。
- 〇自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を<u>令</u> 和 9 年(2027 年) までに 50%未満とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 〇化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数を 13 次 防期間と比較して 14 次防期間において 5%以上減少させる。
- 〇増加が見込まれる熱中症による死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少させる。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下のとおりの結果が期待される

- 〇死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 〇死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において<u>減少</u>する。

職場の安全衛生教育を計画的に実施しよう!

昨年(令和4年)発生した佐賀県内の労働災害のうち、経験1年以下の被災者が約3割を占めており、人手不足等により、未経験者や経験の浅い労働者に十分な教育をしないまま現場に送り込んでいるのではないかと推測されるところです。労働安全衛生法では労働者を雇入れ又は作業内容を変更したときは、「雇入れ時等の教育」の実施が事業者に義務付けられています。

また、雇入れ時等の教育を実施する者として、職場で労働者を直接指揮・監督する者(以下「職長等」という。)が重要な役割を果たすこととなりますが、労働安全衛生法に定める職長等の教育を受けないまま現場を任されている職長等もみられるところです。

労働災害を未然に防止するため、また、生産性を向上させるために必要な知識、技能、管理といった 現場力を高めるためにも「**雇入れ時等の教育**」と「**職長等の教育**」を計画的に実施しましょう。

雇入れ時等教育

(労働安全衛生法第59条、同規則第35条)

事業者は、労働者を雇い入れ、 又は労働者の作業内容を変更した ときは、遅滞なく、当該労働者に 対してその従事する業務に関する 安全又は衛生のための教育を行な わなければならない。



教育事項

- ① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法
- ② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・ 取扱方法
- ③ 作業手順
- ④ 作業開始時の点検
- ⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- ⑥ 整理、整頓・清潔の保持
- (7) 事故時等における応急措置・退避
- ⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要 な事項
- [1] 次の業種の事業場は①~⑧の全てを実施し、 その他の業種の事業場は①~④が<u>省略</u>できま す。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、 熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※ 上記[1]の"省略"規定は令和6年4月1日 に廃止されます。

[2] 雇入れ時の教育は、パートタイマーやアルバイトの短時間の労働者も対象です。

職長等の教育

(労働安全衛生法第60条、同規則第40条)

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

教育事項	時間 (H)
 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法 	2. 0
③ 指導及び教育の方法 ④ 作業中における監督及び指示の方法	2. 5
⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4. 0
⑧ 異常時における措置⑨ 災害発生時における措置	1. 5
⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2. 0

- 建設業、製造業(※一部除く)、電気業、ガス 業、自動車整備業、機械修理業は、必ず実施し なければならない業種です。
 - ※ 一部除かれる製造業はつぎのとおり たばこ製造業、繊維工業(紡績業、染色整理 業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)
 - ※ 労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4 月1日から実施義務の対象となる業種が拡大されました。

職長等の教育は、巻末の「令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表」をご参照ください。

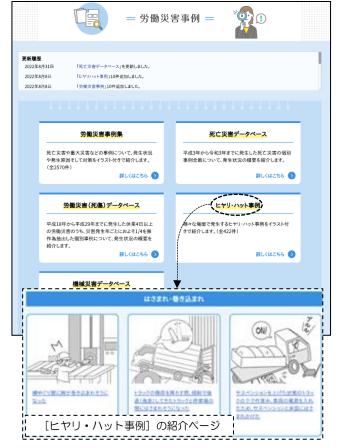
安全衛生教育等に利用できる 労働災害事例、各種教材・ツールのご案内

厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「職場のあんぜんサイト」から発信しています。

「職場のあんぜんサイト」には安全衛生教育等に利用することができる労働災害事例 や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。回溯



ここをクリックすると「労働災害事例集」 や「ヒヤリ・ハット事例」、「機械災害データ ベース」等が利用できます。 ここをクリックすると労働安全衛生教育 に使える資料や動画が利用できます。





リスクアセスメント 評価実施記録表

[作業手順を基にしたリスクアセスメントの参考例]

加工1係

リスクアセスメント実施支援システム(作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援するシステム)を ご利用される方法もあります。

【掲載場所】厚生労働省HP > 職場のあんぜんサイト > 各種教材・ツール > リスクアセスメント実施支援システム

【https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk index.html】 職場のあんぜんサイト

リスクアセスメント実施年月日

部署名

令和 5年 6月15日

安全一郎、厚生光代、労働太郎

リスクを洗い出した作業

スライス機でのハムのスライス作業

No.		危险	食要因の洗い	出し	リスク	見積り	リスク評価			後の 見積り	対策後の リスク評価	改善にあた り考慮すべ	優先
INU.	作業手順	危険要因 の内容	危険源の 部位	危険要因(リスク) ※~するとき、~したので、~になる。		状) 重大性	(現状)	リスク低減対策 ・		測) 重大性	(予測) リスクレベル	キ車店	順位
1	スライス用のハムが 入っている箱(重さ15kg)の運搬	6		箱を台の上まで持ち上げるとき、膝を曲げずに箱を持ち上げたので、 腰を痛めて腰痛になる	Δ	Δ		車量物の正しい持ち上げ 方や降ろし方を作業者に教 育する	0	Δ	2		
2	スライス加工するハム の袋をナイフで開ける	7	ナイフ	ナイフでハムの袋を開けるとき、急 いで袋を切ろうとしたので、ナイフ で手を切る	Δ	0	2	袋の開封専用のカッターを 使う	0	0	1	ナイフの使用 を禁止する	
						① ハムをスライスする時 はスライス機のハム送り装 置を使う	0	Δ	2	手でハムを押す 作業方法を禁止 する	1		
3	スライス機でハムをス ライス加工する 1 スライス	スライス機	ハムをスライス加工するとき、ハム を手で押してスライス加工していた ので、回転中の刃に指が接触する	×	Δ	4	② 安全装置を付ける(ハム送り装置を使用している時のみ刃が回転するようにする)	0	0	1		3	
								③ スライス機の安全使用マニュアルを作成する	Δ	Δ	3	リスク低減対策 の①をマニュア ルに記載する	2
	スライス機の刃の近く	1	スライス機	ハムの切れカスを取るとき、刃の回 転を止めないまま手で取ろうとした	×			 刃の回転を停止させてからハムの切れカスを取る 	0	0	1	安全使用マニュ アルに記載する	2
4	・ に付着したハムを取る		ヘ ノイ へ (成	ので、回転中の刃に指が接触する	^	Δ	4	② カス取り用の専用冶 具を使用する	0	Δ		スライス機に専 用冶具を備えつ ける	1
	危険要因の内容	記号		可能性ランク	記号			重大性ランク		記号			
	挟まれ、巻き込まれ	1		かなり起こる(6ヶ月に1回程度)	×]		きわめて重大(死亡・障	害)	×			
	墜落、転落	2		たまに起こる(年に1回程度)	Δ			重 大 (休業災害) 軽 微 (不休災害)		Δ			
	感電 高温物、爆発、ガス	3 4	-	ほとんど起こらない(5年に1回程度)	0	J		軽 微 (不休災害)		0	l		
	同温が、深元、ルヘ	ı 											

心陝安囚の内谷	記写
挟まれ、巻き込まれ	1
墜落、転落	2
感電	3
高温物、爆発、ガス	4
車両	5
重量物	6
切断	7
その他	8

リスクの見積り	リスクレベル	リスクレベル	リスク評価	リスクへの対応
××	5	5	非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
$\times \triangle \cdot \triangle \times$	4	4	かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
$O \times \times O \times \Delta \Delta$	3	3	危険	機械や設備の改善を計画的に行う
$O\Delta, \Delta O$	2	2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
00	1	1	許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

リスクアセスメント評価実施記録表

[パトロール指摘やヒヤリ・ハット報告、危険予知活動を基にしたリスクアセスメントの参考例]

	±6.70							「一一一人	<u> </u>				堅!こし/こ:)	スメントの参	ע נימו פאי
1.		番号				実施日				-	3. 評					
	56	ි 名・機		令和	51	¥ 7				た洪	い出し			厚生光代	、労働太郎	
		1 <u>40 - 108</u> 0工2係		FIIST I	<u>-</u> γι	. 7	J.	. · <i>) .</i>	<u> </u>	<u>ح // ل</u>				カロを		
		要因の			こノレ	<i>/</i>					人:	至油口	こうしス	の月例点	快	
6.	<u>. 厄陕</u> I)作		<u> </u>	i U					(;	2);	危険要	因の内	内容			
八 字	ソゴを	を使った	高所の	の点核	食整備	前作業			八:	シゴ	からの)墜落				
(3	3) 災	害に至	るプロ	セス				(1		正介	要因のI	 力灾	【図、	写直】		
_	十五川の	<u>*~</u> 由圧プ	するとき、	、~し <u>†</u>	<u>こので、</u>	~になる	る。							▗ ▃▃Ь		_
		_{曲圧 ノ} ソゴの」									1、巻き 転落	込みれ		<u> </u>	\dashv	
上で	ごプレ	ノス上部	『の点標	食作第	美を 1	1人で	行			空冷、 惑電	料冶				- 0	
		ことき、										 . ガス	_		71	
		ブの開 ⊭身が/								車両	3 (//s/)	(/5/1			77	
		ra <i>ス</i> カイ Nシゴた								重量物					- 	
		墜落する					•	[7] ţ	辺断				l ⊢	\dashv	
							•	[[8]	その化	<u>t</u>					
7.	7. リスクの見積もり(現状) 8. リスクの評価(現状)															
可自	可能性: × 重大性: Δ リスクレベル: 4															
													10. 対領	乗後の ・ 日辞 !!	11.	原业
	No.					内	容						リスク	7見積り 測)	対策後の リスク評価	優先 順位
													可能性	重大性	(予測)	順位
9.	1	る。(f作業á 又は、₹ する。)	手すり									0	0	1	3
リスク	2	等で回 えても	ノゴの 記定する	る。 [国定で	できないら身	いと を乗	きは	同僚	€に/ たい。	ハシゴ	を支	\triangle	0	2	2
ク低減対策	3	にハー	f作業 -ネスな ≧物や¥	や安全	⋛帯0	ワフッ							×	0	3	1
	4		ノゴをst を作成し						ハシ	ノゴを	安全使	用基	Δ	Δ	3	4
	5															
12.		にあた						13.			スクに			=		
•	確化	ソゴを3 どする。 ソゴを何 でる。						•	かで 、 う。 班長	. 必 . 等(ず何ら	らかの 者は高	墜落防山	と対策を の墜落防	のリスクが! 講じた上で付けます。	作業を行

可能性ランク	記号
かなり起こる(6ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる (年に1回程度)	Δ
ほとんど起こらない(5年に1回程度)	0

●災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大(死亡・障害)	×
重 大 (休業災害)	Δ
軽 微 (不休災害)	0

●リスクレベル

リスクの見積り	リスク レベル
××	5
$\times \triangle$ $\triangle \times$	4
$O \times \times \times O \times \Delta \Delta$	3
ΟΔ, ΔΟ	2
00	1

●リスクへの対応

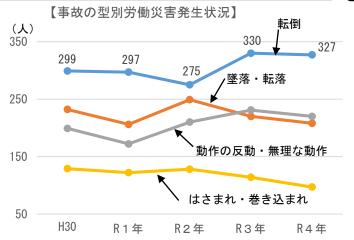
	42 1.1 VO.	
リスク レベル	リスク 評価	リスクへの対応
5	非常に危険	直ちに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
4	かなり危険	速やかに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
3	危 険	計画的に機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
1	許容可能	安全教育のみで特段の措置は必要ない

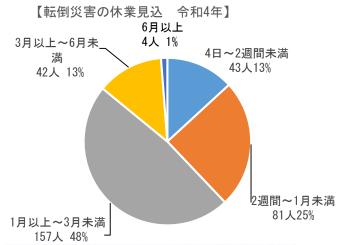
職場での転倒災害を防止しましょう!

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。 特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生!

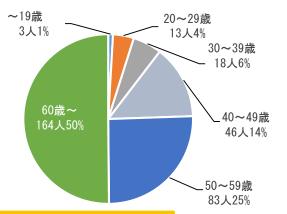
転倒災害は重症化しやすい!





50歳以上が3/

【転倒災害の被災者年齢構成 令和4年】





転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場に も似たような危険はありませんか?











- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい 異物が床に落ちている。
- 床の凹凸や段差がある。
- ・床に荷物や商品などが放置さ れている。

大きな荷物を抱えるなど、足 元が見えない状態で作業して いる。











厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。 具体的な対策はこちらをチェック!











転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。 できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

(<u>整理・整頓・清</u>掃・清潔)

- ・歩行場所に物を放置しない
- ・床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く
- ・床面の凹凸、 段差などの解消



- ・時間に余裕を持って行動
- ・滑りやすい場所では 小さな歩幅で歩行
- ・足元が見えにくい 状態で作業しない



その他の対策

- ・作業に適した靴の着用
- ・職場の危険マップ の 作成による危険 情報の共有
- 転倒危険場所に ステッカーなどで 注意喚起



<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

屈曲性

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、 つまづきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

重量バランス(前後)

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの 原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい 床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。

厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。



SAFE コンソーシアム ポータルサイト https://safeconsortium.

mhlw.go.jp/



加盟はこちらから

https://safeconsortium. mhlw.go.jp/sc/consortium



SAFE コンソーシアム Twitter @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw



職場での腰痛を予防しましょう!

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

■ 指針の主なポイント ■



■ 作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、 前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や 椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

■ 作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医 師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

性い合間の腰痛予防の「これだけ体操®」

移乗など前屈みでの作業後、重い物を持った後、しばらく座りっぱ なしだった後(特に腰に違和感を感じた時)には、「これだけ体操®」を やりましょう!

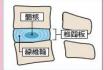
●どうやるの?

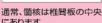
1~20 息を吐きながら、3秒間

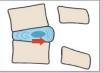
骨盤をしっかり押すだけ



Q:なぜすぐに腰を反らすと良いのでしょうか? A:後ろへズレた髄核が中央に戻りやすいからです。







前屈み姿勢によって髄核が 後方へ移動し、椎間板の バランスが崩れます。



すぐ反らせば、容易に髄核 がバランスの良い中央へ 戻ります。

*余裕があれば前屈み作業の前にも1~2回しっかり反らしておくと さらに良いでしょう。

基本姿勢としてのパワーポジション

挙上や移動、前屈みになる時などの動作時は、下の パワーポジションを保つよう習慣化させましょう! 少しだけ胸を張る感じで重量挙げ選手がバーベルを 持ち上げる時の姿勢をイメージしてください!



無防備な猫背姿勢



パワーポジション

面倒くさがらずに徹底すべき日頃の習慣

介護の現場では、パワーポジションを基本としつつ 下に示したような工夫も習慣化させましょう!



ベッドの高さが低過ぎる



ベッドの高さを上げる



要介護者から離れている



片膝をつき要介護者に近づく



膝を曲げていなく無防備な猫背



座って良い姿勢を保持

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、 60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。 (令和3年は30.3%)

<佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移> 次上の万国次日の7年79/ 資料:労働者死傷病報告(休業4日以上) ※新型コロナウイルス感染症除く 800 ■60歳以上 1, 244 1, 231 1, 182 1<u>, 1</u>29 _{1. 054} 1, 108 600 1000 401 348 400 301 249 235 179 500 154 200 H23 H25 H27 H29 R 1 R3 R4

1. 事業者に求められる取組

(1) 職場環境の改善(身体機能の低下を補う設備・装置の導入)

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

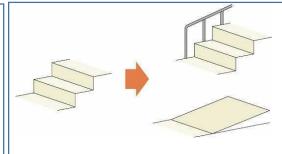
♥対策の例♥



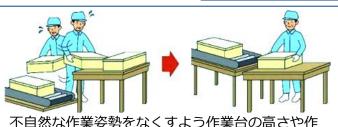
通路を含め作業場所の照度 を確保する



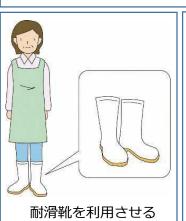
警報音等は聞き取りやすい 中低音域の音、パトライト 等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路 の段差を解消する

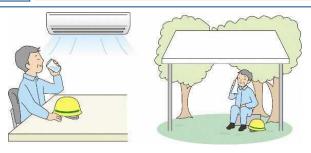


不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



例えば戸口に段差がある時

解消できない危険個所 に標識灯で注意喚起



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装 を準備する



(2) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

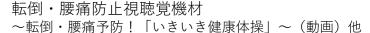
- ①健康状況の把握
- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする
- ②高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

(3)安全衛生教育

- ①高年齢労働者に対する教育
- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う
- ②管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策について の教育を行う





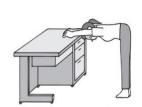




<u>労働者に求められる取り組み</u>:事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の** 健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。











ストレッチの例:「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和5年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

■中央労働災害防止協会ホームページ



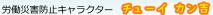


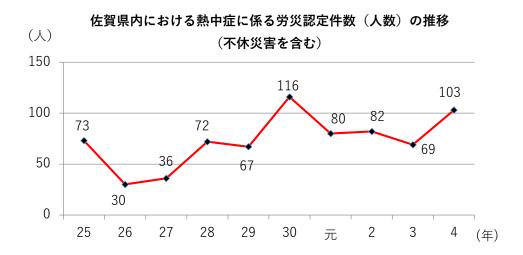


STOP!熱中症

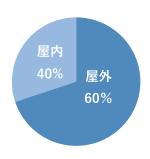
熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場での熱中症により、全国では毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を 休んでいます。





発生時の作業場所 (屋内・屋外)



準備期間(4月)

キャンペーン期間(5月~9月)

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間(4月)にすべきこと

労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含 めた作業計画を策定
設備対策の検討	簡易の屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性のよい服装を準備、身体を冷却する機能を持つ 服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事 業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全 国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)



キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと



暑さ指数の把握と評価

□JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握



測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業期間に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基 づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえて配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関 係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の 発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の 健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留 意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月)にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

ストップ・ザ・交通労働災害!



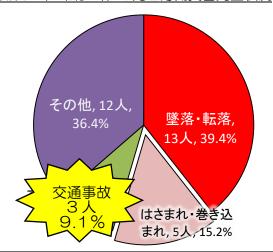
交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、 運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。 労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の約1割が、「交通事故」!

過去5年間(平成30年から令和4年まで)の佐賀県内における交通労働 災害(交通事故)による死亡者数(3 人)は、全産業の死亡労働災害(33 人)の約1割を占めており死亡原因 の3位となっています。

交通労働災害をなくすため、「交通 労働災害防止ガイドライン」で示し た対策を講じ、プロドライバーとし ての自覚を育てましょう。 佐賀労働局における過去5年間 (平成30年~令和4年)の死亡労働災害発生状況





厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

◆和5年度技能講習·安全衛生教育等実施計画表

Methods	電教習センター 〒840-	タピラー九州 (株) 佐賀教習センター 49-0202	文价助会 在其条文部	建口云	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936	佐賀県石材工業協同組合 『840-0041	(一社)日本ポイラ協会 福岡支部 〒812-0013	業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部 40-0027	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031
The Control of Part	佐賀市富士	5久保田町大字久宮2944				主賀市城内2-2-37	福岡市博多区祇園町1-28い	市本庄町本庄278-4			·小城市三日月町堀江1721
ACCUPATION PRODUCTION PRO		0 9 5 2 - 6 8 - 2 1 3 3	4-62-6315 TE	21 TEL 09	TEL 0952-30-8121		TEL092-710-5225	_ 0952-23-6181	TEL 0952-30-3456	TEL 0952-26-2779	TEL 0952-37-8277
Mate	FAX 095			23 FAX 0	FAX 0952-30-8123	AX 0952-29-2376	FAX092-710-7703				
## Additional Association Additional Associa	清込、掘削用)運							厶機取扱作業者安全衛生教育講習			
March Marc		講習	転技						(佐賀・伊万里)		
Part		地運搬車運転技能講習	7								
	国 玉掛け技	移動式クレーン運転技能講習	4						▽井能議要、宝施日日・5日		
### PATRICULATION OF THE PATR	小型移動:	ークリフト運転技能講習	5						フォークリト運転技能講習		
Authority-Continued Continued Co									(佐賀・伊万里・武雄)		
### 1995 - 199	F業主任者技能講	の掘削及び土止めの支保工作業主任者技能	±t = ±t							刈払機収扱いTF乗自交主教目	
### 1989		l、6月、7月、9月)	音 (5								
### PARTICIPATION	旨技能講習	支保工の組立て等作業主任者技能講習	<u> </u>						<技能議習> 実施月日:6月	高所作業車運転技能講習	
전									フォークリフト運転技能講習	熱中症予防指導員研修	研削といし取替業務(自由研削用)特別教育
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	4智								小型移動式クレーン運転技能講習		
### APPLICATION ### APPLICAT	迁者技能講習								(佐賀)		
### 1									l		
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	≨作業主任者技能	クリート造の工作物の解体等作業主任者技能	霊							丸のこ等取扱作業従事者教育	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
### ### ### #########################		、5月、8月)	(4							不整地運搬車運転技能講習	安全衛生推進者養成講習教育
### 1	蒼技能講習								はい作業主任者技能講習(佐賀)		管理監督者・労務担当者講習
### AREA - 1979											床上操作式クレーン運転技能講習
株式 文字 (1994年 1997年 1994年 1											アーク溶接等業務(学科)特別教育
## 1									<技能講習> 実施月日:8月		職長能力向上教育
변경 : 1 전 -			検査者資格取得研修:フォークリ : 検査業)	特定自フト(対				丛機取扱作業者安全衛生教育講習		小型移動式クレーン運転技能講習	職長・安全衛生責任者教育
전대 대한			検査者資格取得研修:締固め機械	特定自					フォークリフト運転技能講習	職長・安全衛生責任者能力向上教育	高所作業車運転技能講習
### ***		教育>		() 18/.					(67) = 127)		石綿作業主任者技能講習
***										地山掘削・土止め支保工作業主主任者技能	
R. 元子の大学の経験性が対象ができない。									<技能講習> 実施月日:9月		第一種衛生管理者受験準備講習
### 1	A									加打機即机 口炉光表中人数在	床上操作式クレーン運転技能講習
- ・		フォークリフト特別教育	_4						(江興・伊力主・政権)		
	This this war		-								
	到教育										
動性・受性性性性性の対象 受性性性性性の対象		ーン(5t未満)特別教育	75								INVESTIGATION (1 11) 10033APS
極点・企会を管理機関 企会を管理機関 企会を管理機能 一次の企業を使用機関 一次の企業を使用を使用 一次の企業を使用機関 一次の企業を使用機関 一次の企業を使用機関 一次の企業を使用機関 一次の企業を使用を使用 一次の企業を使用 一次の企業を使用を使用 一次の企業を使用 一次の定											
型の回位で音楽研究 型の回位で表示 型の回位で音楽研究 型の回位で表示 型の回位で音楽研究 型の回位で表示 型の回位で音楽研究 型の回位で音楽研									↓ ↓		
August (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	有	・ク溶接(実技含む)特別教育				採石業災害防止安全衛生大会・					職長・安全衛生責任者教育
	キ미·화·호		業内検査者)		13 IX REAM E] 刺火吉彻止女王刈泉伽珍云		木作業者安全衛生特別教育講習	〈安全衛生教育〉 [随時開催]	足場の組立て等特別教育	玉掛け技能講習
	:DJ9XH								フォークリフト運転業務従事者安全教育	現場管理者統括管理講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		:げ機(ウインチ)特別教育 宝施)	· 差						作業指揮者講習	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	床上操作式クレーン運転技能講習
対しているとの主義を利用的数数 製造工具限別に対象が多常 製造工具限別に対象が多常 製造工具限別に対象が多常 製造工具限別に対象が多数を含まる 製造工具限別に対象が多数を含まる 製造工程限別に対象が多数を含まる 製造工程限別に対象を含まる 製造工程限限別に対象を含まる 製造工程限限の対象を含まる 製造工程限限の対象を含まる 製造工程限限の対象を含まる 製造工程限限の対象を含まる 製造工程限限の対象を含まる 製造工程限限限の対象を含まる 製造工程限限限の対象を含まる 製造工程限限限の対象を含まる 製造工程限限限の対象を含まる 製造工程限限限の対象を含まる 製造工程限限限 製造工程限限限限 製造工程限限限 製造工程限限限 製造工程限限限 製造工程限限限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限限 製造工程限限 製造工程限限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限限 製造工程限 製造工程度									安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	酸素欠乏・硫化水素特別教育	研削といし取替業務(自由研削用)特別教育
		(実施)	(4						積卸し作業指揮者に対する安全教育	振動工具取扱い作業従事者教育	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
報用系(整物)安全检生教育	 教育	作業(チェーンソー)特別教育	ti (e						荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全	玉掛け技能講習	アーク溶接等業務(学科)特別教育
お話の点検者に対する交換数容 2.1元日を発生業所については受害経過性 2.1元日の場合を対した 2.1元日のは 2.	# 1								教育	車両系 (整地等)安全衛生教育	
日前作業主任有技能講習	*1	、9月実施)	(6						トロウム条件教育については巫護系規率が	斜面の点検者に対する安全教育	
									20名以上であれば個別の実施も対応いたし		
## 10 日本	作業特別教育		: クレーン機能付油圧ショベル _	安全教					S. J. S. WINSVIEWE VICEVIO		石綿作業主任者技能講習
8	- 19397A Fd	1、8月実施)	直乗及び事業内模宣者) (4	(対象:							
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習											
8 対象治剤作業主任者技能講習 施工管理者等のための足場の点検実務者研 整理 ・											
がス溶接技能講習 (施工管理者等のための足場の点検実務者研修 観視・安全衛生責任者能力向上教育 (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準)											
を操設備作業主任者技能講習 せ口災運動KYTトレーナー研修会 大上操作式クレーン運転技能講習											
床上操作式クレーン運転技能講習		衛生教育>	〈 安							一 職長・安全衛生責任者能力向上教育	
床上操作式クレーン運転技能講習 水型車両系建設機械運転特別教育 大大作業者安全衛生教育 大大作業者安全衛生特別教育講習 大大作業者安全衛生教育 大大作業者を衛生教育 大大作業者安全衛生教育 大大作業会会衛生教育 大大作業会会者生教育 大大作業会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会											ゼロ災運動KYTトレーナー研修会
床上操作式クレーン運転技能講習 小型車両系建設機械運転特別教育	fi生教育)こ等取扱い作業従事者安全衛生教育 実施)	(5]		
五掛け技能講習 足場の組立て等作業主任者技能講習			:記録表作成、歴字コー人	実務研 (対象:	足場の組立て等作業主任者技能	採石業務管理多識物の(マウン		木作業者安全衛生特別教育講習		小型車両系建設機械運転特別教育	床上操作式クレーン運転技能講習
職長・安全衛生責任者教育			\mathcal{L}		講習	1本口表伤目注自调首云(卫足)				足場の組立て等作業主任者技能講習	玉掛け技能講習
軽素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 有機溶剤安全衛生教育 (8月実施) (8月実施) (8月実施) 日本で発売して発売して発売して発売して発売して発売して発売して発売して発売して発売して			査業) 折	(対象:		一般粉じん関係公害防止管理者				一般建築物石綿建材調査者講習	職長・安全衛生責任者教育
9 高所作業車運転技能講習			·			∈恰認正講省会[(一社)日本砕 「協会(於:福岡市)]				車両系建設機械(解体用)運転技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
職長・安全衛生費任者教育		実施)	(8								
(5月美施)		・安全衛生責任者教育	. <u>暗</u>								
		(天旭)	(5								
休											
<u>t</u>					<u> </u>						

⁽情) 1 九州安全衛生技術センター (TEL 0942-43-3381) において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において頒布しております 考 2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申し込みはそれぞれの実施機関に連絡して下さい。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますのでご利用ください。

◆和5年度技能講習·安全衛生教育等実施計画表

(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日月町堀江1721	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市城内2-2-37	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20	林業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4	(一社)日本ポイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区祇園町1-28い	佐賀県石材工業協同組合 〒840-0041 佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鍋島町森田469-1	(公社)建設荷役車両安全 技術協会 佐賀県支部 〒849-1301 鹿島市常広139-2	キャタピラー九州(株) 佐賀教習センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大字久富2944	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4	日本建機教習所(株 〒648-0072 和歌山県橋本市東家6丁目5-22
TEL 0952-37-8277	TEL 0952-26-2779	TEL 0952-30-3456	TEL 0952-23-6181	ちご博多ピル4階 TEL092-710-5225	TEL 0952-23-2202	TEL 0952-30-8121	TEL 0954-62-6315	TEL 0 9 5 2 - 6 8 - 2 1 3 3	TEL 0952-51-0150	TEL 0736-33-2830
FAX 0952-37-8278	FAX 0952-26-2789	FAX 0952-31-6441	FAX 0952-29-2187	FAX092-710-7703	FAX 0952-29-2376	FAX 0952-30-8123	FAX 0954-62-6368	FAX 0 9 5 2 - 6 8 - 2 1 3 5	FAX 0952-63-0088	FAX 0736-33-2829
職長・安全衛生責任者教育	不整地運搬車運転技能講習	<技能講習> 実施月日:10月 フォークリト運転技能講習	伐木作業者安全衛生特別教育講習	ポイラー実技講習			特定自主検査者資格取得研修:フォークリフト (対象:事業内検査者)	<技能講習 車両系建設機械(整地・運搬・積込、掘削用) 追 転技能講習	[毎月実施]	
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	足場の組立て等特別教育 地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講	(佐賀・伊万里・唐津)		(佐賀市)			能力向上教育:高所作業車	車両系建設機械(解体用)運転技能講習		
第一種衛生管理者受験準備講習	習						(対象:検査業及び事業内検査者)	不整地運搬車運転技能講習 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習	フォークリフト運転技能講習	
クレーン運転業務(学科)特別教育	玉掛け技能講習 締固め用機械(ローラー)運転特別教育	<技能講習> 実施月日:11月 フォークリフト運転技能講習						高所作業車運転技能講習フォークリフト運転技能講習	玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習	
玉掛け技能講習 管理監督者・労務担当者講習	調橋架設等作業主任者技能講習	(佐賀・伊万里・武雄) ショベルローダー等運転技能講習						ガス溶接技能講習 (毎月実施)	小型や劉式ソレーン連邦技能調白	
	列倫木政守[F来工工省/女能調自	(佐賀)								
小型移動式クレーン運転技能講習外国人実習制度関係者養成講習										
高所作業車運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	< 技能講習> 実施月日:12月 フォークリフト運転技能講習			採石のための掘削作業主任者技					
	小型を動式グレーン連転技能調査 職場環境改善実施担当者講習	(佐賀・伊万里)			能講習会 [(一社)日本砕石協会 九州地方本部(於:福岡市)]		能力向上教育:フォークリフト (対象:検査業及び事業内検査者)			
有機溶剤作業主任者技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育	職場環境は普美派担当省調合 フルハーネス型特別教育						能力向上教育:整地・運搬・積込み~不整			
	車両系建設機械(整地等)運転技能講習	<技能講習> 実施月日:1月 フォークリフト運転技能講習					能力向工教育・霊地・連城・横込の~ 不霊 地 (対象:検査業及び事業内検査者)			
本がリな能調点 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	車両系建設機械(整地等)安全衛生教育	(佐賀・伊万里) はい作業主任者技能講習(佐賀)								
酸系欠之・伽化小系厄陝作業土仕省技能調査 ガス溶接技能講習	単向系建設候機(登地寺)女王衛生教育職長・安全衛生責任者教育									
職長能力向上教育	一 人工以上共让目外目							<特別教育>		
アーク溶接等業務(学科)特別教育		<技能講習> 実施月日:2月 フォークリフト運転技能講習						小型車両系建設機械(整地等)特別教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施)		
安全衛生推進者構成講習		(佐賀 運転免許なし含む) フォークリフト運転技能講習						(10月、11月、12月、1月、2月、3月美心) 締固め用機械 (ローラー)特別教育		
安全管理者選任時研修		(伊万里 運転免許なしを含む) フォークリフト運転技能講習						(10月、1月実施)		
低圧電気取扱業務(学科)特別教育		(武雄) 小型移動式クレーン運転技能講習 (佐賀)						小型フォークリフト特別教育 (10月、1月実施)		
職長・安全衛生責任者教育	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	フォークリフト運転業務従事者安全教育		ポイラー取扱技能講習				クレーン (5 t 未満) 特別教育 (11月、3月実施)		
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	一般建築物石綿建材調査者講習	(佐賀)		(佐賀市)				伐木作業(チェーンソー)特別教育		
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	玉掛け技能講習	. 计数据数。 中性日日,0日						(11月、2月実施)		
玉掛け技能講習	足場の組立て等特別教育	<技能講習> 実施月日:3月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津)						伐木作業(チェーンソー)特別教育【補講】 (11月、2月実施)		
		(在員・伊刀里・居井)						石綿取扱い作業従事者特別教育 (10月、3月実施)		
		<安全衛生教育> [随時開催]						アーク溶接(実技含む)特別教育		
有機溶剤作業主任者技能講習	玉掛け技能講習	フォークリフト運転業務従事者安全教育						(12月、2月実施) 粉じん作業特別教育		
小型移動式クレーン運転技能講習	フルハーネス型特別教育	作業指揮者講習						(10月実施)		
職長・安全衛生責任者教育	職長・安全衛生責任者教育	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)						自由研削砥石(グラインダ)特別教育 (12月、2月実施)		
玉掛け技能講習		積卸し作業指揮者に対する安全教育						巻上げ機(ウインチ)特別教育 (11月、3月実施)		
研削といし取替業務(自由研削用)特別教育		荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育						酸素欠乏危険場所作業特別教育		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習								(11月、3月実施)		
		上記安全衛生教育については受講希望者が	r					低圧電気取扱い特別教育 (10月実施)		
低圧電気取扱業務(学科)特別教育	小型移動式クレーン運転技能講習	- 20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。						フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育 (10月、1月実施)		
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	一般建築物石綿建材調査者講習									
クレーン運転業務 (学科)特別教育										
職長・安全衛生責任者教育										
鉛作業主任者技能講習										
玉掛け技能講習										
アーク溶接等業務(学科)特別教育								〈安全衞生教育〉		
高所作業車運転技能講習								丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育 (10月実施)		
研削といし取替業務(自由研削用)特別教育								刈払機取扱作業安全衛生教育 (10月、12月、2月実施)		
有機溶剤作業主任者技能講習								(10月、12月、2月美施) 振動工具取扱作業安全衛生教育		
職長・安全衛生責任者教育								(10月実施)		
玉掛け技能講習								職長・安全衛生責任者教育 (12月、3月実施)		
								有機溶剤安全衛生教育 (3月実施)		
								,		

^{# 1} 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において配布しております。

**2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申込みはそれぞれの実施機関に連絡してください。なお。本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超え、令和元年からは急増しています。**

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましよう**。





3	外国人労働者のための	安全衛生教育等自主点検表	
1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解 できる ように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままで従事させていませんか。	

労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告 等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

く資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策(言語ごとの視聴覚教材もあります。) 厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

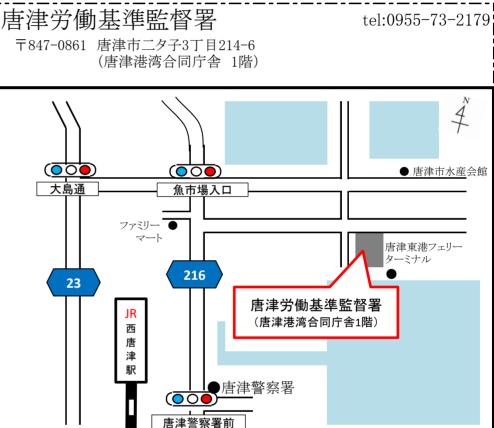


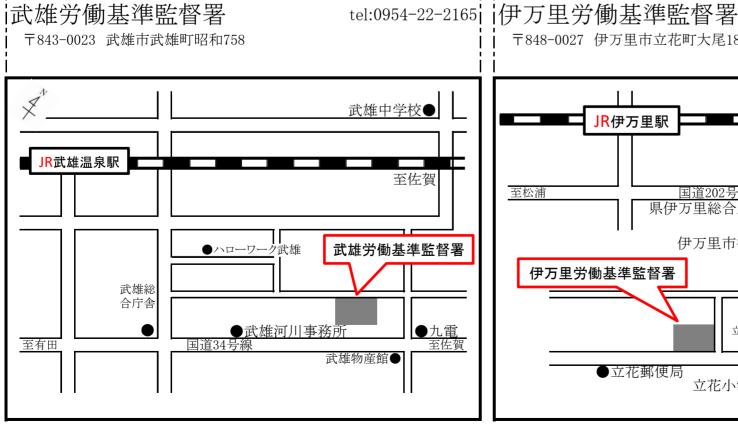
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

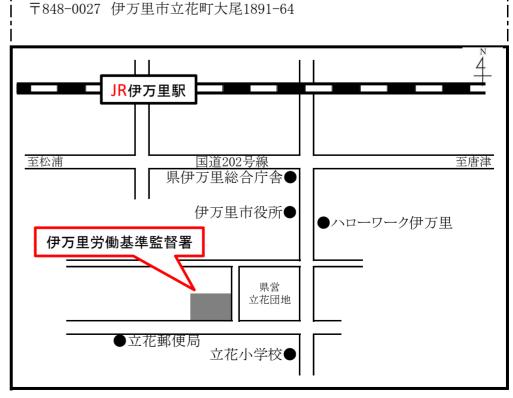
佐賀労働局·各労働基準監督署の 案内図及び所在地·連絡先











tel:0955-23-4155